第4章

第４章　環境施策

第4章

第４章　環境施策

基本目標１ 里山の恵みを守り育てるまち
～自然共生社会の実現～

施策展開の方針

本市には、東部丘陵に代表される里山をはじめ、木曽川・五条川・郷瀬川などの河川、数多くあるため池などの多様な緑や水辺があり、それらは大気の浄化や水を蓄える機能を有するほか、動物の生息や植物の生育環境など多様な役割を担っており、この価値ある自然を本来の姿で保全することが必要です。また、里山や河川などの自然資源と、国宝犬山城をはじめとした歴史資源の要素が調和した景観形成を目指します。

そのため、これらの大切な自然を次世代へと引き継ぎ「自然と人が共生するまち」を実現するために、樹林地や水辺の改変、遊休農地の増加を最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育域である豊かな自然の維持・向上に向けた取り組みを展開します。

また、犬山里山学センターが拠点となり、市民が自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供します。



基本目標１ 里山の恵みを守り育てるまち
～自然共生社会の実現～

施策展開の方針

本市には、東部丘陵に代表される里山をはじめ、木曽川・五条川・郷瀬川などの河川、数多くあるため池などの多様な緑や水辺があり、それらは大気の浄化や水を蓄える機能を有するほか、動物の生息や植物の生育環境など多様な役割を担っており、この価値ある自然を本来の姿で保全することが必要です。また、里山や河川などの自然資源と、国宝犬山城をはじめとした歴史資源の要素が調和した景観形成を目指します。

そのため、これらの大切な自然を次世代へと引き継ぎ「自然と人が共生するまち」を実現するために、樹林地や水辺の改変、遊休農地の増加を最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育域である豊かな自然の維持・向上に向けた取り組みを展開します。

また、犬山里山学センターが拠点となり、市民が自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供します。

犬山里山学センター



市民の取組

- 水と緑とのふれあいを通して、環境保全への意識を持ちます。
- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 外来生物等の地域の生態系に影響を与える動植物について、繁殖・拡大の抑止に努めます。
- 自然を大切にし、地域の環境保全活動や自然観察イベントなどに進んで参加します。
- 積極的に節水に取り組みます。
- 油を流さないなど、家庭でできる生活排水対策を実践します。
- 下水道や農業集落排水整備区域では、処理施設へ接続します。
- 下水道や農業集落排水整備区域外では、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換します。

事業者の取組

- 事業所や工場周辺の動植物が生息する自然環境に配慮し、保全活動や対策を進めます。
- 開発行為を実施する際は、地域の自然環境の保全に配慮します。
- 自然を大切にし、地域の環境保全活動や自然観察イベントなどに協力します。
- 法令に基づく排水処理対策を遵守します。
- 積極的に節水に取り組みます。
- 肥料は適正量を使用します。

里山の保全活動（人材育成講座）



市民に期待される取組

- 水と緑とのふれあいを通して、環境保全への意識を持ちます。
- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 外来生物等の地域の生態系に影響を与える動植物について、繁殖・拡大の抑止に努めます。
- 自然を大切にし、地域の環境保全活動や自然観察イベントなどに進んで参加します。
- 積極的に節水に取り組みます。
- 油を流さないなど、家庭でできる生活排水対策を実践します。
- 下水道や農業集落排水整備区域では、処理施設へ接続します。
- 下水道や農業集落排水整備区域外では、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換します。

事業者に期待される取組

- 事業所や工場周辺の動植物が生息する自然環境に配慮し、保全活動や対策を進めます。
- 開発行為を実施する際は、地域の自然環境の保全に配慮します。
- 自然を大切にし、地域の環境保全活動や自然観察イベントなどに協力します。
- 法令に基づく排水処理対策を遵守します。
- 積極的に節水に取り組みます。
- 肥料は適正量を使用します。

里山の保全活動（人材育成講座）



市の取組

個別目標（１）里山の保全

施策① 里山（洞）の保全

本市の原風景とも言える里山環境の保全のため、農業従事者、市民との協働により適切な維持管理に努め、自然の豊かさを実感できる環境を維持するとともに、田畑や農村景観との調和を図ります。また、里山を人と自然がふれあい、親しむ場として活用します。

関連する取組 1-1、1-2、1-3、1-8

施策② 農地、森林・里山林の保全

森林環境譲与税を活用して農地や森林を保全し、雨水の貯留や涵養能力、大気浄化、動植物の生息・生育空間などの公益的機能を保全するとともに、農地におけるイノシシ等の有害鳥獣による被害防止を図ります。また、森林など自然環境を貴重な地域資源として、市民の環境学習の場として親しまれる存在となるよう、市内外に積極的に周知を行います。

関連する取組 1-3、1-4、1-5、1-6、1-8

施策③ ため池・河川、水辺の保全・活用

市内のため池や河川などの身近な水辺やビオトープを適切に維持管理し、多様な動植物が生息・生育できる良好な環境の保全に努め、自然のなかの水環境の保全に努めるとともに、イベントや講座等で市民や事業者へ周知・啓発を行います。

関連する取組 1-7、1-8

市の取組

個別目標（１）里山の保全

施策① 里山（洞）の保全

本市の原風景とも言える里山環境の保全のため、農業従事者、市民との協働により適切な維持管理に努め、自然の豊かさを実感できる環境を維持するとともに、田畑や農村景観との調和を図ります。また、里山を人と自然がふれあい、親しむ場として活用します。

関連する取組 1-1、1-2、1-3、1-8

施策② 農地、森林・里山林の保全

森林環境譲与税を活用して農地や森林を保全し、雨水の貯留や涵養能力、大気浄化、動植物の生息・生育空間などの公益的機能を保全するとともに、農地におけるイノシシ等の有害鳥獣による被害防止を図ります。また、森林など自然環境を貴重な地域資源として、市民の環境学習の場として親しまれる存在となるよう、市内外に積極的に周知を行います。

関連する取組 1-3、1-4、1-5、1-6、1-8

施策③ ため池・河川、水辺の保全・活用

市内のため池や河川などの身近な水辺やビオトープを適切に維持管理し、多様な動植物が生息・生育できる良好な環境の保全に努め、自然のなかの水環境の保全に努めるとともに、イベントや講座等で市民や事業者へ周知・啓発を行います。

関連する取組 1-7、1-8

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
①②③	里山等に生息・生育する動植物の保全活動の参加者数（環境課関連事業）	812 名／年	900 名／年	1,000 名／年
①②	森林保全のための整備活動への参加者数（環境課関連事業）	334 名／年	360 名／年	400 名／年
①②	東海自然歩道利用者数（入込調査　８日／年）	504 名	550 名	600 名
①②	有害鳥獣による被害農地面積	37,300 ㎡	31,100 ㎡	26,700 ㎡

目標達成に向けた取組

取組内容		担当部署
1-1	里山をはじめ、森林に生息・生育する動植物の保全を行います。	環境課
1-2	里山に触れ合う体験・学習等を実施することで自然に親しむ機会を増やします。	環境課
1-3	森林環境譲与税を活用し、市民が行う森林保全のための整備活動を支援します。	産業課 環境課
1-4	「飛騨木曽川国定公園」や「東海自然歩道」など、里山の魅力をイベントやホームページ等により市内外へ発信し、積極的にＰＲを行います。	観光課 環境課
1-5	農業従事者、土地所有者、市民と連携を図りながら、農地（水田）の保全や遊休農地の利活用を図ります。	産業課
1-6	有害鳥獣による被害を防止するため、地域や関係機関と連携しながら、防除対策を推進します。	産業課
1-7	河川やため池などで行う公共工事では、事前に生息・生育する生物及びその環境を調査するなど周囲の自然環境の現状を把握し、生物等に配慮するとともに必要な対策を講じた上で事業を行います。	土木管理課 整備課 環境課
1-8	里山やため池等の自然資源を保全するとともに、犬山城等の歴史的・文化的遺産である歴史資源についても保存、活用し、両資源が調和したまちづくりを推進します。	都市計画課 歴史まちづくり課 環境課

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
①②③	里山等に生息・生育する動植物の保全活動の参加者数（環境課関連事業）	812 名／年	883 名／年	1,000 名／年
①②	森林保全のための整備活動への参加者数（環境課関連事業）	334 名／年	368 名／年	400 名／年
①②	有害鳥獣による被害農地面積	37,300 ㎡	27,600 ㎡	26,700 ㎡

目標達成に向けた取組

取組内容		担当部署
1-1	里山をはじめ、森林に生息・生育する動植物の保全を行います。	環境課
1-2	里山と触れ合う体験・学習等を実施することで自然に親しむ機会を増やします。	環境課
1-3	森林環境譲与税を活用し、市民が行う森林保全のための整備活動を支援します。	環境課
1-4	「飛騨木曽川国定公園」や「東海自然歩道」など、里山の魅力をイベントやホームページ等により市内外へ発信し、積極的にＰＲを行います。	観光課 環境課
1-5	農業従事者、土地所有者、市民と連携を図りながら、農地（水田）の保全や遊休農地の利活用を図ります。	産業課
1-6	有害鳥獣による被害を防止するため、地域や関係機関と連携しながら、防除対策を推進します。	産業課
1-7	河川やため池などで行う公共工事では、事前に生息・生育する生物及びその環境を調査するなど周囲の自然環境の現状を把握し、生物等に配慮するとともに必要な対策を講じた上で事業を行います。	土木管理課 整備課 環境課
1-8	里山やため池等の自然資源を保全するとともに、犬山城等の歴史的・文化的遺産である歴史資源についても保存、活用し、両資源が調和したまちづくりを推進します。	都市計画課 歴史まちづくり課 環境課

個別目標（２）生物多様性の保全

施策④ 動植物の生息・生育環境の保全

市内の里山には、多種多様な動植物が生息・生育しています。希少な動植物をはじめとする動植物の生息・生育調査により実態を把握し、その結果をもとに生物多様性の保全に向けた施策の実施に努めるとともに、ビオトープの維持管理に努めます。

また、外来生物による生態系等への被害防止に努めます。

関連する取組 1-9、1-10、1-12

施策⑤ 生物多様性の保全に向けた普及・啓発

生物多様性を保全し、次世代へ継承していくためには、生物多様性やその恵みについて理解を得ることが必要です。

そのため、犬山里山学センターが拠点となり、環境体験学習等の講座やイベント開催を通じて、生物多様性の保全は、わたしたちの衣・食・住をはじめとする日常生活や農業生産などの経済活動に密着した身近な問題であることを市民・事業者へ周知・啓発をしていきます。

関連する取組 1-10、1-11、1-13、1-14

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
④	動植物の生息調査の実施回数（環境課関連事業）	4 回／年	4 回／年	4 回／年
④⑤	里山等に生息・生育する動植物の保全活動の参加者数（環境課関連事業）	812 名／年	900 名／年	1,000 名／年
④⑤	観察会等の参加者数（環境課関連事業）	124 名／年	130 名／年	150 名／年
④⑤	外来種駆除活動の実施回数及び参加者数（環境課関連事業）	1 回／年 23 名	2 回／年 50 名	3 回／年 100 名

個別目標（２）生物多様性の保全

施策④ 動植物の生息・生育環境の保全

市内の里山には、多種多様な動植物が生息・生育しています。希少な動植物をはじめとする動植物の生息・生育調査により実態を把握し、その結果をもとに生物多様性の保全に向けた施策の実施に努めるとともに、ビオトープの維持管理に努めます。

また、外来生物による生態系等への被害防止に努めます。

関連する取組 1-9、1-10、1-12

施策⑤ 生物多様性の保全に向けた普及・啓発

生物多様性を保全し、次世代へ継承していくためには、生物多様性やその恵みについて理解を得ることが必要です。

そのため、犬山里山学センターが拠点となり、環境体験学習等の講座やイベント開催を通じて、生物多様性の保全は、わたしたちの衣・食・住をはじめとする日常生活や農業生産などの経済活動に密着した身近な問題であることを市民・事業者へ周知・啓発をしていきます。

関連する取組 1-10、1-11、1-13、1-14

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
④	動植物の保全調査の実施回数（環境課関連事業）	4 回／年	4 回／年	4 回／年
④⑤	里山等に生息・生育する動植物の保全活動の参加者数（環境課関連事業）	812 名／年	883 名／年	1,000 名／年
④⑤	観察会等の参加者数（環境課関連事業）	124 名／年	135 名／年	150 名／年
④⑤	外来種駆除活動の参加者数（環境課関連事業）	23 名	64 名	100 名

現行計画書

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
1-9	生物の多様性を保全するために、市内に生息・生育する希少な動植物をはじめとする動植物の生息・生育調査により実態を把握し、適切な保全措置を行うとともに、ビオトープの維持管理に努めます。	環境課
1-10	市民や地域、環境団体等の協力を得ながら、希少な動植物の生息・生育の保全を行います。	環境課
1-11	生物多様性に大きな影響を与える開発行為などに対しては、環境保全対策を講じるように指導します。	環境課
1-12	外来種に関する情報を発信し、外来種の侵入・拡散の防止について周知・啓発に努めるとともに、市民や活動団体と協働により防除活動に取り組みます。	環境課
1-13	里山環境や、貴重な自然・生物についての市民の理解を深めるため、自然観察イベントなどを開催します。	環境課
1-14	生物多様性保全の重要性について情報発信を行い、市民、事業者の意識の向上と、自発的な保全活動への取り組みを促します。	環境課

在来種保護と外来種駆除（おさかなレスキュー）



改訂計画素案

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
1-9	生物の多様性を保全するために、市内に生息・生育する希少な動植物をはじめとする動植物の生息・生育調査により実態を把握し、適切な保全措置を行うとともに、ビオトープの維持管理に努めます。	環境課
1-10	市民や地域、環境団体等の協力を得ながら、希少な動植物の生息・生育環境の保全を行います。	環境課
1-11	生物多様性に大きな影響を与える開発行為などに対しては、環境保全対策を講じるように協議します。	環境課
1-12	外来種に関する情報を発信し、外来種の侵入・拡散の防止について周知・啓発に努めるとともに、市民や活動団体との協働により防除活動に取り組みます。	環境課
1-13	里山環境や、貴重な自然・生物についての市民の理解を深めるため、自然観察イベントなどを開催します。	環境課
1-14	生物多様性保全の重要性について情報発信を行い、市民、事業者の意識の向上と、自発的な保全活動への取り組みを促します。	環境課

■コラム　企業との連携による森林・湿地の保全

～「サントリー 天然水の森 あいち犬山」から広がる生物多様性保全～

犬山市では、豊かな自然環境を将来に引き継いでいくため、企業など多様な主体との連携による自然環境の保全を進めています。

令和6（2024）年8月には、犬山市とサントリーホールディングス株式会社が森林整備に関する協定を締結し、今井成沢の約7ha の市有林を「サントリー 天然水の森 あいち犬山」として、水源涵養機能と生物多様性の向上を目指した森づくりを進めています。

さらに、令和8（2026）年6月には、森林だけでなく市内の湿地にも取組を広げ、生物多様性保全に向けた新たな協定を締結しました。

企業・市民・行政・専門家など、多様な主体が連携し、犬山の豊かな自然を次世代につないでいく取組が広がっています。





個別目標（３）健全な水循環系の構築

施策⑥ 健全な水循環系の維持・回復に向けた取組の推進

河川の流量維持や地下水・湧水の保全のため、雨水の貯留やかん養能力を持つ森林や農地などの保全を図ります。また、犬山市は尾張地域において河川上流域に位置しており、地理的条件を活かした水循環の健全化や水質浄化など、流域における水循環系の維持と回復に向けた取組を推進します。

関連する取組 1-15、1-22

施策⑦ 良好な水環境の維持

河川に流入する汚濁負荷を減少させるため、家庭からの生活排水の適切な処理を推進します。また、市内を流れる主要な河川の水質調査とともに、愛知県及び周辺流域の市町と連携して流域での水質調査も行います。

関連する取組 1-16、1-17、1-18、1-19、1-20、1-21、1-22

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
⑥	河川 BOD 環境基準達成率（定点観測 23 地点）	100%	100%	100%
⑦	公共下水道人口普及率	68.6%	72.3%	74.8%

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
1-15	みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能などを有している水田などの農地や森林の保全を図ります。	産業課 環境課
1-16	生活排水による汚濁負荷の軽減のための指導・ＰＲを推進します。	環境課
1-17	家庭でできる生活排水対策を支援するため、広報紙、ホームページ等を通じた情報提供の充実を図ります。	環境課

個別目標（３）健全な水循環系の構築

施策⑥ 健全な水循環系の維持・回復に向けた取組の推進

河川の流量維持や地下水・湧水の保全のため、雨水の貯留やかん養能力を持つ森林や農地などの保全を図ります。また、犬山市は尾張地域において河川上流域に位置しており、地理的条件を活かした水循環の健全化や水質浄化など、流域における水循環系の維持と回復に向けた取組を推進します。

関連する取組 1-15、1-22

施策⑦ 良好な水環境の維持

河川に流入する汚濁負荷を減少させるため、家庭からの生活排水の適切な処理を推進します。また、市内を流れる主要な河川の水質調査とともに、愛知県及び周辺流域の市町と連携して流域での水質調査も行います。

関連する取組 1-16、1-17、1-18、1-19、1-20、1-21、1-22

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
⑥	河川 BOD 環境基準達成率（定点観測 22 地点）	100%	100%	100%
⑦	公共下水道人口普及率	68.6%	72.2%	74.8%

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
1-15	みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能などを有している水田などの農地や森林の保全を図ります。	産業課 環境課
1-16	生活排水による汚濁負荷の軽減のための指導・ＰＲを推進します。	環境課
1-17	家庭でできる生活排水対策を支援するため、広報紙、ホームページ等を通じた情報提供の充実を図ります。	環境課

現行計画書

取組内容		担当部署
1-18	水質を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導します。	環境課
1-19	下水道施設の維持管理を実施し、安定した処理を行います。	下水道課
1-20	下水道整備区域では、下水道施設への接続を促進します。	下水道課
1-21	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。	環境課
1-22	イベント活動などを通じて、水資源や水循環への関心が高まるよう働きかけます。	環境課

改訂計画素案

取組内容		担当部署
1-18	水質を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導します。	環境課
1-19	下水道施設の維持管理を実施し、安定した処理を行います。	下水道課
1-20	下水道整備区域では、下水道施設への接続を促進します。	下水道課
1-21	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。	環境課
1-22	イベント活動などを通じて、水資源や水循環への関心が高まるよう働きかけます。	環境課

基本目標2 限りある資源を有効に利用するまち
～循環型社会の実現～

施策展開の方針

限りある資源を有効に活用するため、人の生活や企業活動などに伴って発生・消費される物やエネルギーなどを資源として循環させ、繰り返し利用する社会を構築していく必要があります。そのために、廃棄するものを最小限とすることで、自然環境をはじめとする環境への負荷を可能な限り低減するシステムの構築が重要です。

ごみ（廃棄物）を減らすためには、まず、ごみを出さないこと（発生抑制：リデュース）を優先して、繰り返し使うこと（再使用：リユース）、資源として再生利用すること（再資源化：リサイクル）を推進することが必要です。ごみを減らすことは、環境への負荷の抑制につながるだけでなく、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を減らすことが可能です。

これまでの３R の推進により、ごみの総排出量は減少していますが、市民1人１日当たりのごみの排出量は横ばい傾向にあります。そのため、より一層のごみ減量に向けて、食品ロスの削減の呼びかけなどをはじめ、市民・事業者への普及啓発活動を実施していきます。

また、世界的な問題となっている海洋プラスチックの拡散防止に向けて、愛知県と連携しながら、使い捨てが中心の容器包装等のプラスチックの使用削減や分別の徹底によるリサイクルの推進などの取り組みを強化します。



基本目標2 限りある資源を有効に利用するまち
～循環型社会の実現～

施策展開の方針

限りある資源を有効に活用するため、人の生活や企業活動などに伴って発生・消費される物やエネルギーなどを資源として循環させ、繰り返し利用する社会を構築していく必要があります。そのために、廃棄するものを最小限とすることで、自然環境をはじめとする環境への負荷を可能な限り低減するシステムの構築が重要です。

ごみ（廃棄物）を減らすためには、まず、ごみを出さないこと（発生抑制：リデュース）を優先して、繰り返し使うこと（再使用：リユース）、資源として再生利用すること（再資源化：リサイクル）を推進することが必要です。ごみを減らすことは、環境への負荷の抑制につながるだけでなく、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を減らすことが可能です。

これまでの３R の推進により、ごみの総排出量は減少していますが、市民1人１日当たりのごみの排出量は横ばい傾向にあります。そのため、より一層のごみ減量に向けて、食品ロスの削減の呼びかけなどをはじめ、市民・事業者への普及啓発活動を実施していきます。

また、世界的な問題となっている海洋プラスチックの拡散防止に向けて、愛知県と連携しながら、使い捨てが中心の容器包装等のプラスチックの使用削減や分別の徹底によるリサイクルの推進などの取り組みを強化します。



市民の取組

- 長く使えるもの、資源化しやすいものを購入します。
- 環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使います。
- マイバックを活用し、レジ袋の削減に努めます。
- 食品ロスを出さないように配慮します。
- 積極的なリサイクルに努めます。
- ごみの分別を徹底します。
- 資源物の回収活動に参加します。

事業者の取組

- 長く使えるもの、資源化しやすいものを製造します。
- 事業活動では環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使います。
- 食品ロスが削減されるような製品開発を心がけます。
- 事業活動による廃棄物は自らの責任で正しく処理します。
- 資源にできるものは主体的に回収します。

市民への啓発（クリーンキーパー研修）



市民に期待される取組

- 長く使えるもの、資源化しやすいものを購入します。
- 環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使います。
- マイバックを活用し、レジ袋の削減に努めます。
- 食品ロスを出さないように配慮します。
- 積極的なリサイクルに努めます。
- ごみの分別を徹底します。
- 資源物の回収活動に参加します。

事業者に期待される取組

- 長く使えるもの、資源化しやすいものを製造します。
- 事業活動では環境にやさしい製品や、リサイクル製品を積極的に使います。
- 食品ロスが削減されるような製品開発を心がけます。
- 事業活動による廃棄物は自らの責任で正しく処理します。
- 資源にできるものは主体的に回収します。

市民への啓発（クリーンキーパー研修）



市の取組

個別目標（４）３Ｒの推進

施策⑧ 食品ロス等ごみの発生抑制に向けた普及・啓発

広報紙やホームページ、パンフレット、ポスター等を活用して、発生抑制、再使用、再資源化による３Ｒ推進のための情報を継続して提供します。

フードドライブやシェア活動等により食品ロスを削減するとともに、食品廃棄物の発生抑制の取り組みを推進するために、市民や事業者と連携し、ごみをつくらない、出さないための行動を呼びかけていきます。

関連する取組 2-1、2-2、2-3、2-4、2-7、2-8

施策⑨ 再資源化の推進と脱プラスチック

再資源化をより一層進めていくために、ごみの分け方、出し方について必要な情報をわかりやすく市民・事業者に提供し、分別排出の徹底を図ります。

また、事業所においては、自らが責任をもって適切に処理することを徹底するための啓発及び指導を行うとともに、リサイクルへの取組につなげるための情報発信を行っていきます。

関連する取組 2-1、2-2、2-5、2-6、2-8

施策⑩ 適正なごみ処理体制の確保

ごみの収集運搬作業の効率を高め、また環境に与える影響を低減するために、収集方法や収集ルートなど収集運搬方法の合理化について研究します。

また、新ごみ処理施設の建設をはじめ、適正なごみ処理体制を確保していきます。

関連する取組 2-6、2-9、2-10、2-11、2-12

市の取組

個別目標（４）３Ｒの推進

施策⑧ 食品ロス等ごみの発生抑制に向けた普及・啓発

広報紙やホームページ、パンフレット、ポスター等を活用して、発生抑制、再使用、再資源化による３Ｒ推進のための情報を継続して提供します。

フードドライブやシェア活動等により食品ロスを削減するとともに、食品廃棄物の発生抑制の取り組みを推進するために、市民や事業者と連携し、ごみをつくらない、出さないための行動を呼びかけていきます。

関連する取組 2-1、2-2、2-3、2-4、2-7、2-8

施策⑨ 再資源化の推進と脱プラスチック

再資源化をより一層進めていくために、ごみの分け方、出し方について必要な情報をわかりやすく市民・事業者に提供し、分別排出の徹底を図ります。

また、事業所においては、自らが責任をもって適切に処理することを徹底するための啓発及び指導を行うとともに、リサイクルへの取組につなげるための情報発信を行っていきます。

関連する取組 2-1、2-2、2-5、2-6、2-8

施策⑩ 適正なごみ処理体制の確保

ごみの収集運搬作業の効率を高め、また環境に与える影響を低減するために、収集方法や収集ルートなど収集運搬方法の合理化について研究します。

また、新ごみ処理施設の建設をはじめ、適正なごみ処理体制を確保していきます。

関連する取組 2-6、2-9、2-10、2-11、2-12

現行計画書

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
⑧⑨	ごみアプリの閲覧数	82,003 回／年	100,000 回／年	126,000 回／年
⑧⑨	臨時エコステーション開設数	３回／月	４回／月	６回／月

目標達成に向けた取組

取組内容		担当部署
2-1	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース ）、再資源化（リサイクル）の３Ｒを推進します。	環境課
2-2	レジ袋削減や過剰包装等についての啓発を行い、ごみの削減を推進します。	環境課
2-3	生ごみの発生と排出量を減らすため、生ごみの水切りについての周知や、生ごみ処理機の普及に努めます。	環境課
2-4	家庭や飲食店等に対し、ごみを出さない買い物の仕方や調理方法、食べ残さないための工夫を働きかけ、食品ロスの削減を推進します。	環境課
2-5	県や事業者と連携しながら、使い捨てが中心の容器包装等のプラスチックの使用削減や分別の徹底によるリサイクルの推進を図ります。	環境課
2-6	ごみの分別方法や排出方法を、世代や国籍を問わず、すべての市民にわかりやすく周知するなど、資源とごみの分別徹底をさらに推進します。	環境課
2-7	フードドライブやシェア活動等により食品ロスの削減を推進します。	環境課
2-8	ごみ減量説明会や施設見学会を実施し、より多くの人が廃棄物の削減に対する理解を深める機会を提供します。	環境課
2-9	安全で安定したごみ処理を行います。	環境課
2-10	分別品目、最適な収集区割や収集ルートの検討を行い、安定したごみ収集を行います。	環境課
2-11	高齢者世帯の増加や人口減少など今後の社会情勢を踏まえ、収集方法についての検討を継続的に行います。	環境課
2-12	新ごみ処理施設の建設に向け、２市２町（犬山市・江南市・ 大口町・扶桑町）で構成する尾張北部環境組合が事業推進に取り組みます。	環境課

改訂計画素案

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
⑧⑨	ごみアプリの閲覧数	82,003 回／年	217,725 回／年	220,000 回／年
⑧⑨	プラスチック製品の収集量（t/年）	－	－	50ｔ／年

目標達成に向けた取組

取組内容		担当部署
2-1	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース ）、再資源化（リサイクル）の３Ｒを推進します。	環境課
2-2	レジ袋削減や過剰包装等についての啓発を行い、ごみの削減を推進します。	環境課
2-3	生ごみの発生と排出量を減らすため、生ごみの水切りについての周知や、生ごみ処理機の普及に努めます。	環境課
2-4	家庭や飲食店等に対し、ごみを出さない買い物の仕方や調理方法、食べ残さないための工夫を働きかけ、食品ロスの削減を推進します。	環境課
2-5	県や事業者と連携しながら、使い捨てが中心の容器包装等のプラスチックの使用削減や分別の徹底によるリサイクルの推進を図ります。	環境課
2-6	ごみの分別方法や排出方法を、世代や国籍を問わず、すべての市民にわかりやすく周知するなど、資源とごみの分別徹底をさらに推進します。	環境課
2-7	フードドライブやシェア活動等により食品ロスの削減を推進します。	環境課
2-8	ごみ減量説明会や施設見学会を実施し、より多くの人が廃棄物の削減に対する理解を深める機会を提供します。	環境課
2-9	安全で安定したごみ処理を行います。	環境課
2-10	分別品目、最適な収集区割や収集ルートの検討を行い、安定したごみ収集を行います。	環境課
2-11	高齢者世帯の増加や人口減少など今後の社会情勢を踏まえ、収集方法についての検討を継続的に行います。	環境課
2-12	新ごみ処理施設の建設に向け、２市２町（犬山市・江南市・ 大口町・扶桑町）で構成する尾張北部環境組合が事業推進に取り組みます。	環境課

基本目標3 安心して快適に暮らせるまち
～安全・安心社会の実現～

施策展開の方針

市民が健康に生活できる環境を確保するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施のほか、騒音・振動の発生防止に向けた取組を実施するなど、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施していきます。

また、生活騒音など、住民が原因者となる近隣住民間の苦情が増えつつあることから、市民のマナー向上・法令遵守に向けた取組を進めます。

本市では、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」を中心に取り組みを進めてきたところですが、今後は、気候変動の影響に備える「適応策」への取り組みも必要となるため、気候変動に対する住環境への対策についても検討します。

気候変動により、局地的大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症（デング熱など）の拡大といった健康被害、農作物への影響等も想定されることから、防災、健康・福祉、農業など他分野とも連携し、グリーンインフラを活用した地域の防災・減災力の強化対策や市民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発などを図っていきます。



基本目標3 安心して快適に暮らせるまち
～安全・安心社会の実現～

施策展開の方針

市民が健康に生活できる環境を確保するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施のほか、騒音・振動の発生防止に向けた取組を実施するなど、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施していきます。

また、生活騒音など、住民が原因者となる近隣住民間の苦情が増えつつあることから、市民のマナー向上・法令遵守に向けた取組を進めます。

本市では、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」を中心に取り組みを進めてきたところですが、今後は、気候変動の影響に備える「適応策」への取り組みも必要となるため、気候変動に対する住環境への対策についても検討します。

気候変動により、局地的大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症（デング熱など）の拡大といった健康被害、農作物への影響等も想定されることから、防災、健康・福祉、農業など他分野とも連携し、グリーンインフラを活用した地域の防災・減災力の強化対策や市民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発などを図っていきます。



市民の取組

- 暮らしの中から生じる騒音（生活騒音）の防止など、近隣に配慮した生活を心がけます。
- 近隣に迷惑がかからないように、所有している土地や建物を適切に管理します。
- エコドライブやアイドリングストップに努めます。
- 自動車は、低燃費・低公害車や電気自動車など次世代自動車の購入を心掛けます。
- 生活環境を守るため法令を遵守し、家庭ごみの野焼きや不法投棄などの違法な行為を無くします。
- 不法投棄や不正な埋め立て行為を見つけたときは市に通報します。
- 公共下水道の供用開始区域内では、下水道へ接続します。
- 単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換に努めます。
- 地域の清掃など美化活動に積極的に参加します。
- ペットを適正に管理し、最期まで責任を持って飼います。
- 緑のカーテンを設置し、日差しを和らげるなど緑を活かした省エネに努めます。
- 災害への備えを確認します。
- 自宅に雨水貯留タンクや雨水浸透ますを設置し、雨水を一時的に貯留します。

事業者の取組

- 事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、光害（電灯等の照明による健康被害や農作物被害）などの防止に努めます。
- 法令に基づく排水基準を遵守します。
- 公害防止協定の締結等により、自主的な環境配慮を進めます。
- 周辺住民などから苦情があった場合は、速やかに原因把握、問題解決に協力します。
- エコドライブやアイドリングストップに努め、騒音や振動をまねくような自動車やバイクの運転はしません。
- 地域の清掃など美化活動に積極的に参加します。
- 災害への備えを確認します。
- 敷地内に雨水貯留タンクや雨水浸透ますを設置し、雨水を一時的に貯留します。
- 事業所内において地域の環境に影響を与える事故等が発生した場合、直ちに情報を発信し、事実の周知に取り組むとともに、再発防止を徹底します。

市民に期待される取組

- 暮らしの中から生じる騒音（生活騒音）の防止など、近隣に配慮した生活を心がけます。
- 近隣に迷惑がかからないように、所有している土地や建物を適切に管理します。
- エコドライブやアイドリングストップに努めます。
- 自動車は、低燃費・低公害車や電気自動車など次世代自動車の購入を心掛けます。
- 生活環境を守るため法令を遵守し、家庭ごみの野焼きや不法投棄などの違法な行為を無くします。
- 不法投棄や不正な埋め立て行為を見つけたときは市に通報します。
- 公共下水道の供用開始区域内では、下水道へ接続します。
- 単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換に努めます。
- 地域の清掃など美化活動に積極的に参加します。
- ペットを適正に管理し、最期まで責任を持って飼います。
- 緑のカーテンを設置し、日差しを和らげるなど緑を活かした省エネに努めます。
- 災害への備えを確認します。
- 自宅に雨水貯留タンクや雨水浸透ますを設置し、雨水を一時的に貯留します。

事業者に期待される取組

- 事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、光害（電灯等の照明による健康被害や農作物被害）などの防止に努めます。
- 法令に基づく排水基準を遵守します。
- 公害防止協定の締結等により、自主的な環境配慮を進めます。
- 周辺住民などから苦情があった場合は、速やかに原因把握、問題解決に協力します。
- エコドライブやアイドリングストップに努め、騒音や振動をまねくような自動車やバイクの運転はしません。
- 地域の清掃など美化活動に積極的に参加します。
- 災害への備えを確認します。
- 敷地内に雨水貯留タンクや雨水浸透ますを設置し、雨水を一時的に貯留します。
- 事業所内において地域の環境に影響を与える事故等が発生した場合、直ちに情報を発信し、事実の周知に取り組むとともに、再発防止を徹底します。

市の取組

個別目標（５）安全・安心な生活環境の保全

施策⑪ 公害防止対策の推進

生活環境を保全するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施や住民との対話による相互理解など、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取り組みを実施するとともに、事業者に対し環境マネジメントシステム（エコアクション21、ISO14001など）の導入を促進します。

関連する取組 3-1、3-2、3-3、3-5

施策⑫ 監視、測定の実施

水質、騒音など、市内の環境状態の監視・測定を実施します。

関連する取組 3-4、3-6

施策⑬ まちの美化・不法投棄対策の推進

ごみの散乱を防止するため、環境美化に対する市民・事業者のモラルの向上を推進するとともに、地域によるまちの美化の取り組みとして、クリーンタウン犬山推進事業等の環境美化活動を実施し、散乱ごみの少ないきれいなまちを目指します。また、不法投棄等の発生抑止の対策を推進します。

関連する取組 3-7、3-8、3-9、3-10、3-11

施策⑭ 公園の整備・維持管理、緑化の推進

身近なみどりとのふれあいの場、子どもの遊び場となる公園について、地域の活力を活用した維持管理の拡大・普及を図るほか、市民による公共施設や道路の緑化活動を支援し、市街地においても緑豊かな景観づくりに努めます。

関連する取組 3-12、3-13、3-14

市の取組

個別目標（５）安全・安心な生活環境の保全

施策⑪ 公害防止対策の推進

生活環境を保全するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施や住民との対話による相互理解など、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取り組みを実施するとともに、事業者に対し環境マネジメントシステム（エコアクション21、ISO14001など）の導入を促進します。

関連する取組 3-1、3-2、3-3、3-5

施策⑫ 監視、測定の実施

水質、騒音など、市内の環境状態の監視・測定を実施します。

関連する取組 3-4、3-6

施策⑬ まちの美化・不法投棄対策の推進

ごみの散乱を防止するため、環境美化に対する市民・事業者のモラルの向上を推進するとともに、地域によるまちの美化の取り組みとして、クリーンタウン犬山推進事業等の環境美化活動を実施し、散乱ごみの少ないきれいなまちを目指します。また、不法投棄等の発生抑止の対策を推進します。

関連する取組 3-7、3-8、3-9、3-10、3-11

施策⑭ 公園の整備・維持管理、緑化の推進

身近なみどりとのふれあいの場、子どもの遊び場となる公園について、地域の活力を活用した維持管理の拡大・普及を図るほか、市民による公共施設や道路の緑化活動を支援し、市街地においても緑豊かな景観づくりに努めます。

関連する取組 3-12、3-13、3-14

施策⑮ 桜の維持管理と遊歩道の活用

市内の桜について、生育する場所に応じ、安全を最優先とし、景観に配慮した維持管理を行います。また、市民の憩いの場として中島池を桜の拠点として整備するほか、遊歩道の活用について周知・啓発をします。

関連する取組 3-15、3-16、3-17

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
⑪⑫	自動車騒音基準達成率	97.3%	99.8%	99.8%
⑬	クリーンタウン犬山推進事業参加団体数	230 団体	300 団体	360 団体
⑬	集積場等への監視カメラ設置台数（総数）	89 台	250 台	350 台
⑭	緑化に関するイベント・講座等の参加人数（環境課関連事業）	229 名／年	250 名／年	280 名／年
⑮	桜の拠点数（累積）	0 箇所	1 箇所	2 箇所

目標達成に向けた取組

取組内容		担当部署
3-1	公害の発生を未然に防止するため、工場等の設置に際しては、関係法令を踏まえた事前協議を行います。	環境課
3-2	生活環境を保全するため、工場等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導を行います。	環境課
3-3	生活騒音など暮らしの中から生じる公害の未然防止を図るため、市民、事業者への啓発活動を実施します。	環境課
3-4	自動車による騒音を把握するために、騒音測定を行います。	環境課
3-5	事業者に対して、適切な廃棄物処理を行うよう指導します。	環境課
3-6	水質、騒音などの測定を行い、測定結果を公表します。	環境課

施策⑮ 桜の維持管理と遊歩道の活用

市内の桜について、生育する場所に応じ、安全を最優先とし、景観に配慮した維持管理を行います。また、遊歩道の活用について周知・啓発をします。

関連する取組 3-15、3-16、3-17

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
⑪⑫	自動車騒音基準達成率	97.3%	97.7%	99.8%
⑬	クリーンタウン犬山推進事業参加団体数	230 団体	285 団体	360 団体
⑬	集積場等への監視カメラ設置台数（総数）	89 台	83 台	130 台
⑭	緑化に関するイベント・講座等の参加人数（環境課関連事業）	229 名／年	128 名／年	280 名／年

目標達成に向けた取組

取組内容		担当部署
3-1	公害の発生を未然に防止するため、工場等の設置に際しては、関係法令を踏まえた事前協議を行います。	環境課
3-2	生活環境を保全するため、工場等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導を行います。	環境課
3-3	生活騒音など暮らしの中から生じる公害の未然防止を図るため、市民、事業者への啓発活動を実施します。	環境課
3-4	自動車による騒音を把握するために、騒音測定を行います。	環境課
3-5	事業者に対して、適切な廃棄物処理を行うよう指導します。	環境課
3-6	水質、騒音などの測定を行い、測定結果を公表します。	環境課

現行計画書

	取組内容	担当部署
3-7	犬山市空き缶等ポイ捨て防止に関する条例に基づき、ごみのポイ捨てに対する周知・啓発を実施するとともに、自主的なまちの美化活動、ごみの散乱防止を推進します。	環境課
3-8	自らのごみは自らが処理するという意識啓発のため、ごみの持ち帰りについて積極的にＰＲします。	環境課
3-9	犬山市路上喫煙の防止に関する条例に基づき、禁止区域での喫煙者を指導します。	環境課
3-10	不法投棄の防止策として、集積場への監視カメラの設置やパトロールの強化、道路等の不法投棄されやすい場所への警告看板の設置など、県や警察とも協力関係を強化して、不法投棄されにくい環境づくりに努めます。	環境課 土木管理課
3-11	犬山市空き地の雑草等の除去に関する条例に基づき、土地所有者に対し、空き地の適正管理を指導します。	環境課
3-12	公園やちびっこ広場などの日常管理を地元町内会や市民ボランティアと協働して行い、住民の公園に対する愛着を高めます。	土木管理課
3-13	あいち森と緑づくり補助事業による生け垣や壁面・屋上緑化など、民有地の緑化を広報紙などでＰＲし、景観に配慮した緑化の推進に努めます。	環境課
3-14	新規の住宅団地や工業団地の整備にあたっては、地区計画制度や緑地協定などを活用し、緑化の推進を図ります。	環境課 都市計画課
3-15	市内の道路や公園等の桜について、安全を最優先に、景観に配慮した維持管理を行います。また、診断等による点検を行い、必要に応じて剪定等を実施します。	環境課 整備課 土木管理課
3-16	市民の憩いの場となるよう桜の拠点整備を推進します。	環境課
3-17	遊歩道を自然と触れ合う場としてＰＲをし、市民の健康に繋げます。	環境課 健康推進課

自動車騒音の測定



不法投棄の防止



改訂計画素案

	取組内容	担当部署
3-7	犬山市空き缶等ポイ捨て防止に関する条例に基づき、ごみのポイ捨てに対する周知・啓発を実施するとともに、自主的なまちの美化活動、ごみの散乱防止を推進します。	環境課
3-8	自らのごみは自らが処理するという意識啓発のため、ごみの持ち帰りについて積極的にＰＲします。	環境課
3-9	犬山市路上喫煙の禁止に関する条例に基づき、禁止区域での喫煙者を指導します。	環境課
3-10	不法投棄の防止策として、集積場への監視カメラの設置やパトロールの強化、道路等の不法投棄されやすい場所への警告看板の設置など、県や警察とも協力関係を強化して、不法投棄されにくい環境づくりに努めます。	環境課 土木管理課
3-11	犬山市空き地の雑草等の除去に関する条例に基づき、土地所有者に対し、空き地の適正管理を指導します。	環境課
3-12	公園やちびっこ広場などの日常管理を地元町内会や市民ボランティアと協働して行い、住民の公園に対する愛着を高めます。	土木管理課
3-13	あいち森と緑づくり補助事業による生け垣や壁面・屋上緑化など、民有地の緑化をＰＲし、景観に配慮した緑化の推進に努めます。	環境課
3-14	新規の住宅団地や工業団地の整備にあたっては、地区計画制度や緑地協定などを活用し、緑化の推進を図ります。	環境課 都市計画課
3-15	市内の道路や公園等の桜について、安全を最優先に、景観に配慮した維持管理を行います。また、診断等による点検を行い、必要に応じて剪定等を実施します。	環境課 整備課 土木管理課
3-16	市民の憩いの場となるよう桜の適切な維持管理を行い、良好な景観の保全に努めます。	環境課
3-17	遊歩道を自然と触れ合う場としてＰＲをし、市民の健康に繋げます。	環境課 健康推進課

自動車騒音の測定



不法投棄の防止



個別目標（６）気候変動適応策の推進

施策⑯ 自然災害対策の推進

短時間の集中豪雨に対応するため、河川整備とともに雨水の貯留、浸透及び利用の推進や都市下水の排水能力の強化など市内の水害対策や土砂災害対策を進めます。

また、各種ハザードマップの周知など、市民の自助・共助による防災意識の高揚を図ります。

関連する取組 3-18、3-19、3-20、3-24

施策⑰ 健康被害対策の推進

気温が上がることで、熱中症や食中毒のリスクが高まることから、市民に向けて熱中症予防に関する情報を発信するなどの普及、啓発を行います。

関連する取組 3-21、3-22、3-23、3-24

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
⑯	下水道事業による調整池の整備箇所数（累積）	2 箇所	2 箇所	3 箇所
⑰	熱中症に関する啓発活動の実施回数	6 回／年	8 回／年	10 回／年

目標達成に向けた取組

取組内容		担当部署
3-18	みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能などを有している水田などの農地や樹林の保全を推進します。	産業課
3-19	市街地における雨水貯留浸透施設及び調整池などの排水施設の整備や適切な管理を行うなど、雨水の流出抑制対策を推進し、防災や減災に対するレジリエンス（適応力・回復力）向上を図ります。	整備課 土木管理課 防災交通課
3-20	各種ハザードマップの周知に努め、市民の防災意識の高揚と避難行動への活用を図ります。	防災交通課

個別目標（６）気候変動適応策の推進
（犬山市地域気候変動適応計画）

犬山市における気候変動の影響と適応策

国や愛知県の気候変動影響評価を踏まえるとともに、本市の地域特性を踏まえて気候変動影響評価を実施し、重点的に取り組む適応分野・項目を選定するとともに、適応策を取りまとめました。

分野	大項目	項目	気候変動の影響	適応策
農林水産業	農業・林業	水稲、果樹等	高温による品質低下や生育障害、収量の減少、病虫害の増加などの影響が懸念されています。	■関係機関と連携し、気候変動に対応した品種や技術の導入、病害虫対策を推進します。
水環境・水資源	水環境	ため池	水温の上昇に伴う水質の変化や藻類の増加、水生生物や農業用水などへの影響が懸念されています。	■関係機関と連携し、入鹿池等の水環境に関する情報の収集や気候変動による影響の把握に努めます。
自然生態系	陸域生態系	森林、里地・里山	気温上昇により、森林植生や生態系の変化、生物多様性への影響が懸念されています。	■関係機関と連携し、地域固有の生態系や動植物の把握、外来生物の防除を進め、生物多様性の保全を図ります。
		野生鳥獣	気温上昇に伴い、イノシシ等の生息域が拡大し、農林業や生態系への影響が懸念されています。	■有害鳥獣対策や森林・里山の保全を推進し、農林業被害や生態系への影響を軽減します。
自然災害	河川・山地	洪水、内水、土砂災害	豪雨の増加により、河川氾濫や内水氾濫などの水害や土砂災害の頻発・激甚化が懸念されています。	■自然災害に備え、防災情報の充実や市民の防災意識向上、適切な避難行動の促進を図ります。 ■河川管理者等と連携し、総合的な治水・浸水対策を推進します。 ■関係機関と連携し、適切な森林の保全・整備を推進します。
健康	暑熱	死亡リスク、熱中症	気温上昇により、熱中症や循環器疾患の増加、高齢者や屋外労働者への健康影響が懸念されています。	■熱中症予防の情報提供、注意喚起、普及啓発を推進します。 ■クーリングシェルター・クールシェアスポットの周知・利用を促進します。 ■小中学校への空調設備の整備など、児童・生徒の暑熱環境の改善と熱中症予防を図ります。

取組内容		担当部署
3-21	屋上緑化や緑のカーテンにより室内温度を下げるなど、緑を活用した熱中症対策の推進に努めます。	環境課 健康推進課
3-22	熱中症の発生を抑制するため、市民や事業者に対し注意喚起を行います。	健康推進課 消防本部
3-23	感染症リスクに関する情報発信を行い、健康被害の発生抑制に努めます。	健康推進課
3-24	気候変動の影響による被害を最小限とするため、地域の防災・減災力の強化など、気候変動適応に関する施策について検討し、推進します。	防災交通課 環境課

分野	大項目	項目	気候変動の影響	適応策
産業・経済活動	観光業	地域観光	気温上昇や豪雨の増加により、観光の快適性や安全性への影響が懸念されています。	■関係機関と連携し、多言語での防災・避難情報の提供や観光客の安全確保を推進します。
市民生活	ライフライン	水道、交通等	豪雨や台風の激甚化により、交通・ライフラインなど社会インフラへの影響が懸念されています。	■防災情報の充実や関係機関との連携を進め、災害時にも生活基盤の維持・確保に努めます。
	その他	暑熱による生活への影響等	気温上昇により、暑熱環境が悪化し、熱中症リスクや生活・労働環境への影響が懸念されています。	■夏季の軽装などの暑熱対策の普及や気候変動に関する情報提供を進め、市民・事業者の適応行動を促進します。

施策⑯ 自然環境と地域産業の気候変動適応の推進

気候変動は、農業や森林、水環境、生物多様性などの自然環境に加え、観光などの地域産業にも様々な影響を及ぼすことが懸念されています。関係機関と連携しながら、気候変動に対応した農業技術や病害虫対策の推進、水環境や生態系の保全、野生鳥獣対策を進めるとともに、本市の豊かな自然資源を活かした観光環境の維持・向上を図り、自然環境と地域産業の持続可能性を高めます。

対応する分野 農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、産業・経済活動

施策⑰ 気候変動に強く安全・安心に暮らせる地域づくり

豪雨や猛暑の頻発・激甚化に備え、市民の生命・健康・暮らしを守るため、防災情報の充実や避難行動の促進、河川・森林の保全などによる防災・減災対策を推進します。また、熱中症予防やクーリングシェルターの活用促進、交通や水道など生活基盤の維持・確保、気候変動に関する情報提供や普及啓発を進め、市民・事業者の適応力の向上を図ります。

対応する分野 自然災害、健康、産業・経済活動、市民生活

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
⑯	動植物の保全調査の実施回数	４回/年	４回/年	４回/年
⑯	有害鳥獣による被害農地面積	37,300m^2	27,600m^2	26,700m^2
⑰	下水道事業による調整池の整備箇所数（累積）	２箇所	３箇所	３箇所
⑰	熱中症搬送者数	54 件	116 件	81 件

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
3-18	みどりの防災・減災機能に着目し、遊水機能などを有している水田などの農地や森林の保全を推進します。	産業課
3-19	市街地における雨水貯留浸透施設及び調整池などの排水施設の整備や適切な管理を行うなど、雨水の流出抑制対策を推進し、防災や減災に対するレジリエンス（適応力・回復力）向上を図ります。	整備課 土木管理課 防災交通課
3-20	各種ハザードマップの周知に努め、市民の防災意識の高揚と避難行動への活用を図ります。	防災交通課
3-21	屋上緑化や緑のカーテンにより室内温度を下げるなど、緑を活用した熱中症対策の推進に努めます。	環境課 健康推進課
3-22	クーリングシェルター・クールシェアスポットの周知・利用を促進します。	環境課
3-23	小中学校への空調設備の整備など、児童・生徒の暑熱環境の改善と熱中症予防を図ります。	学校教育課
3-24	熱中症の発生を抑制するため、市民や事業者に対し注意喚起を行います。	健康推進課 消防本部
3-25	感染症リスクに関する情報発信を行い、健康被害の発生抑制に努めます。	健康推進課
3-26	気候変動の影響による被害を最小限とするため、地域の防災・減災力の強化など、気候変動適応に関する施策について検討し、推進します。	防災交通課 環境課

現行計画書	改訂計画素案

基本目標４　地球環境に配慮したくらしを実践するまち ～低炭素社会の実現～（犬山市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】）

施策展開の方針

化石燃料のエネルギー消費過程で生じる二酸化炭素（CO_2）などの温室効果ガスの排出は、自然環境や社会環境に影響を及ぼす気候変動を引き起こしており、人類の生存基盤に関わる重要な環境問題の一つです。

気候変動対策の国際的な枠組みである「パリ協定」および、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく国の「地球温暖化対策計画」の方針を踏まえ、2050（令和32）年に本市から排出される温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しており、エネルギー利用の効率化、省エネルギー機器・設備の更なる普及拡大を図っていく必要があります。

本市で暮らし、活動する市民や事業者が、積極的に環境への負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動を賢く選択することにより、エネルギー消費が最小限に抑えられ、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会の実現を目指します。



基本目標４　地球環境に配慮したくらしを実践するまち ～脱炭素社会の実現～（犬山市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】）

施策展開の方針

化石燃料のエネルギー消費過程で生じる二酸化炭素（CO_2）などの温室効果ガスの排出は、自然環境や社会環境に影響を及ぼす気候変動を引き起こしており、人類の生存基盤に関わる重要な環境問題の一つです。

気候変動対策の国際的な枠組みである「パリ協定」および、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく国の「地球温暖化対策計画」の方針を踏まえ、2050（令和32）年に本市から排出される温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しており、エネルギー利用の効率化、省エネルギー機器・設備の更なる普及拡大を図っていく必要があります。

本市で暮らし、活動する市民や事業者が、積極的に環境への負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動を賢く選択することにより、エネルギー消費が最小限に抑えられ、温室効果ガスの排出を実質ゼロとする脱炭素社会の実現を目指します。



■コラム ゼロカーボンシティ

2050 年カーボンニュートラル宣言

2020（令和２）年10月に、菅首相は所信表明演説のなかで、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

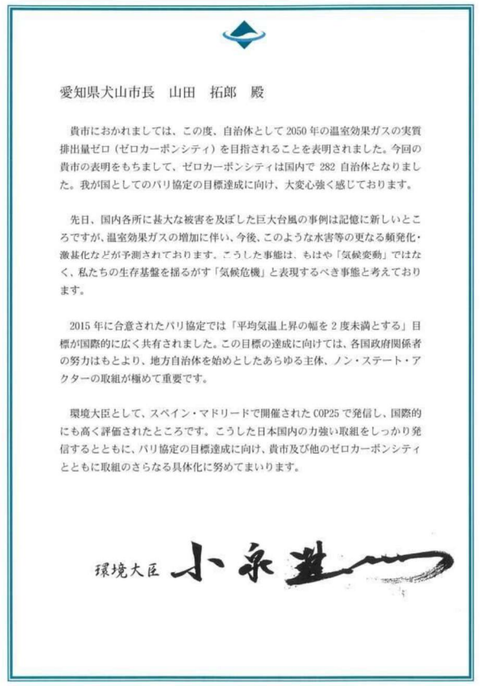
この演説のなかで、「もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではない」としたうえで、「積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要」とし、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションの実用化を見据えた研究開発の加速、環境問題を解決するための事業に向けたグリーン投資の普及や環境分野のデジタル化、省エネの徹底や再エネの最大限の導入を目指すことを明らかにしました。

地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとするとされています。

こうした制度も踏まえつつ、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあり、2021（令和３）年３月末現在、334自治体（35都道府県、196市、4特別区、80町、19村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」（ゼロカーボンシティ）を表明しています。

愛知県においては、本市をはじめ、豊田市、みよし市、半田市、岡崎市、大府市、田原市、蒲郡市、武豊町が2050年ゼロカーボンシティを表明（2021（令和３）年３月末現在）し、脱炭素に向けた取り組みを実施しています。



愛知県犬山市長　山田　拓郎　殿

貴市におかれましては、この度、自治体として 2050 年の温室効果ガスの実質排出量ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指されることを表明されました。今回の貴市の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で 282 自治体となりました。我が国としてのパリ協定の目標達成に向け、大変心強く感じております。

先日、国内各所に甚大な被害を及ぼした巨大台風の事例は記憶に新しいところですが、温室効果ガスの増加に伴い、今後、このような水害等の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした事態は、もはや「気候変動」ではなく、私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」と表現するべき事態と考えております。

2015 年に合意されたパリ協定では「平均気温上昇の幅を２度未満とする」目標が国際的に広く共有されました。この目標の達成に向けては、各国政府関係者の努力はもとより、地方自治体を始めとしたあらゆる主体、ノン・ステート・アクターの取組が極めて重要です。

環境大臣として、スペイン・マドリードで開催された COP25 で発信し、国際的にも高く評価されたところです。こうした日本国内の力強い取組をしっかり発信するとともに、パリ協定の目標達成に向け、貴市及び他のゼロカーボンシティとともに取組のさらなる具体化に努めてまいります。

環境大臣　小泉進次郎

■コラム ゼロカーボンシティ

2050 年カーボンニュートラル宣言

2020（令和２）年10月に、菅首相は所信表明演説のなかで、「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

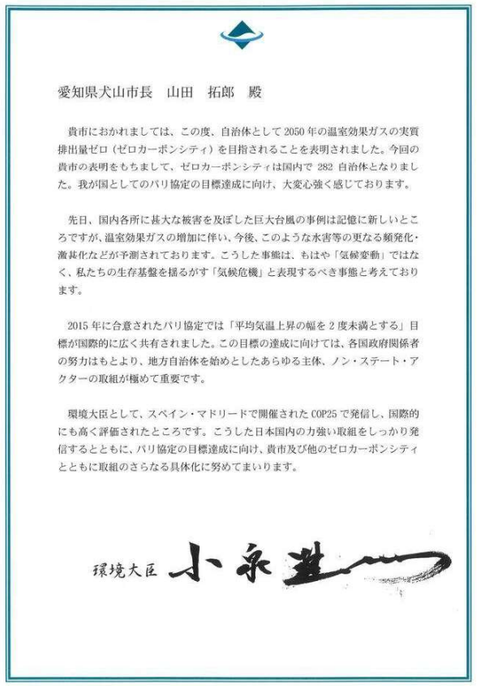
この演説のなかで、「もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではない」としたうえで、「積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要」とし、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションの実用化を見据えた研究開発の加速、環境問題を解決するための事業に向けたグリーン投資の普及や環境分野のデジタル化、省エネの徹底や再エネの最大限の導入を目指すことを明らかにしました。

地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとするとされています。

こうした制度も踏まえつつ、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあり、2026（令和8）年5月末現在、1,215自治体（46都道府県、1,169市区町村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」（ゼロカーボンシティ）を表明しています。

愛知県においては、本市をはじめ、愛知県、豊田市、みよし市、半田市、岡崎市、大府市、田原市、蒲郡市、武豊町等の35自治体が2050年ゼロカーボンシティを表明（2026（令和8）年5月末現在）し、脱炭素に向けた取り組みを実施しています。



愛知県犬山市長　山田　拓郎　殿

貴市におかれましては、この度、自治体として 2050 年の温室効果ガスの実質排出量ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指されることを表明されました。今回の貴市の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で 282 自治体となりました。我が国としてのパリ協定の目標達成に向け、大変心強く感じております。

先日、国内各所に甚大な被害を及ぼした巨大台風の事例は記憶に新しいところですが、温室効果ガスの増加に伴い、今後、このような水害等の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした事態は、もはや「気候変動」ではなく、私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」と表現するべき事態と考えております。

2015 年に合意されたパリ協定では「平均気温上昇の幅を２度未満とする」目標が国際的に広く共有されました。この目標の達成に向けては、各国政府関係者の努力はもとより、地方自治体を始めとしたあらゆる主体、ノン・ステート・アクターの取組が極めて重要です。

環境大臣として、スペイン・マドリードで開催された COP25 で発信し、国際的にも高く評価されたところです。こうした日本国内の力強い取組をしっかり発信するとともに、パリ協定の目標達成に向け、貴市及び他のゼロカーボンシティとともに取組のさらなる具体化に努めてまいります。

環境大臣　小泉進次郎

犬山市の温室効果ガス（CO_2）排出量削減目標

我が国では「地球温暖化対策計画」において、パリ協定に基づき、「2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を26.0%削減」とする削減目標を掲げており、本市においても国の目標を基準として、市民の生活や事業者の事業活動、市自らの事務事業など、あらゆる主体のあらゆる活動に関連する温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり掲げます。

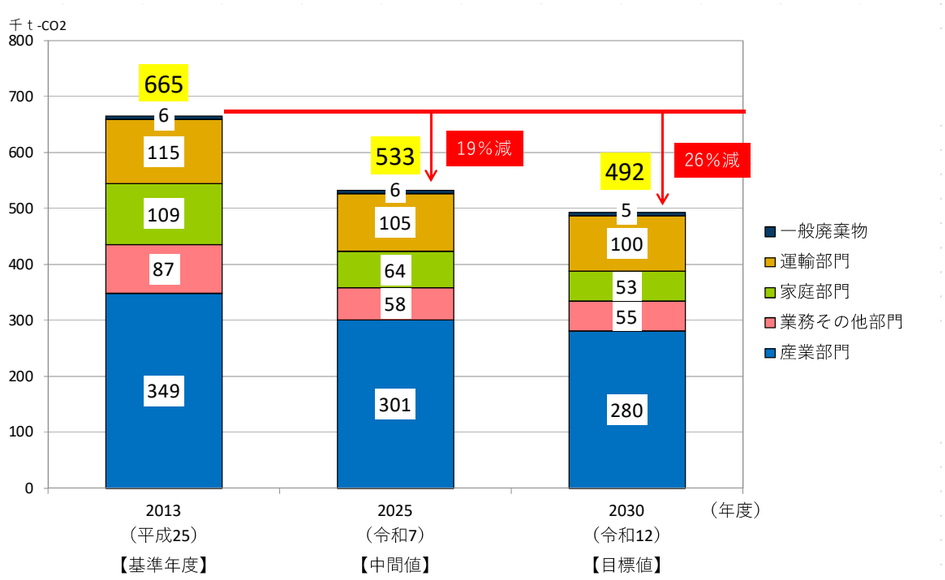
市内の温室効果ガス（CO_2）排出量を
2030 年度までに 26%削減（2013 年度比）

この削減目標を排出量に換算すると、2030（令和12）年度の温室効果ガス（CO_2）排出量は492千 t-CO_2、基準年度からの削減量は173千 t-CO_2となります。

この目標達成に向けて、これまでの対策を継続するとともに、家庭部門、業務その他部門、運輸部門を中心に更なる地球温暖化対策を実施します。

さらに、2050（令和32）年度までの長期的な目標として、市域から排出される温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指します。

犬山市の温室効果ガス（CO_2）排出量の削減目標



※小数点以下の四捨五入の関係により、総排出量と項目の合計値が一致しない年度があります。
※電力使用に係る排出係数は、2013 年度は実績値である 0.513kg-CO_2／kWh、2025 年度 0.412kg-CO_2／kWh、2030 年度 0.370 kg-CO_2／kWh を用いています。
（2030 年度 0.370 kg-CO_2／kWh は、国の「地球温暖化対策計画」における排出係数の目標値）

犬山市の温室効果ガス（CO_2）排出量削減目標

我が国では「地球温暖化対策計画」において、パリ協定に基づき、「2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を46%削減」とする削減目標を掲げており、本市においても国の目標を基準として、市民の生活や事業者の事業活動、市自らの事務事業など、あらゆる主体のあらゆる活動に関連する温室効果ガス排出量の削減目標を以下のとおり掲げます。

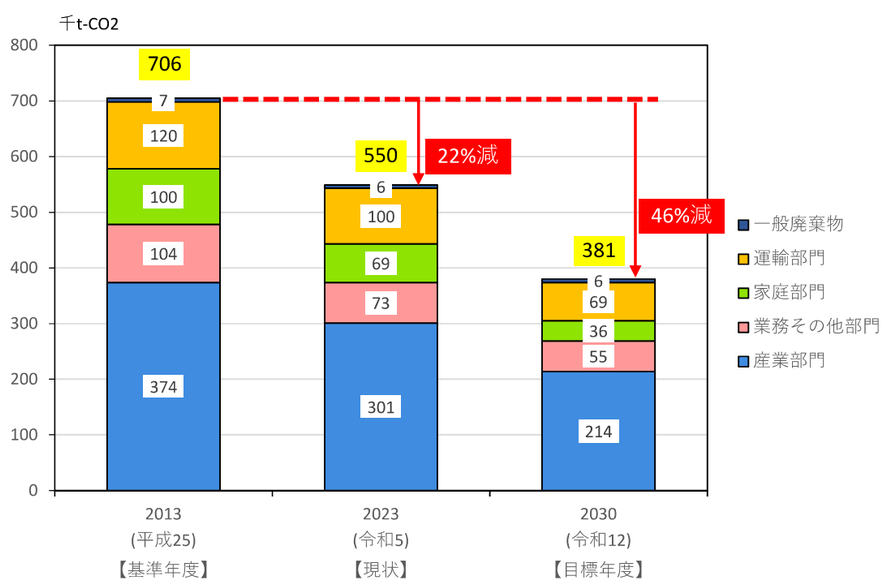
市内の温室効果ガス（CO_2）排出量を
2030 年度までに 46%削減（2013 年度比）

この削減目標を排出量に換算すると、2030（令和12）年度の温室効果ガス（CO_2）排出量は381千 t-CO_2、基準年度からの削減量は325千 t-CO_2となります。

この目標達成に向けて、これまでの対策を継続するとともに、家庭部門、業務その他部門、運輸部門を中心に更なる地球温暖化対策を実施します。

さらに、2050（令和32）年度までの長期的な目標として、市域から排出される温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指します。

犬山市の温室効果ガス（CO_2）排出量の削減目標

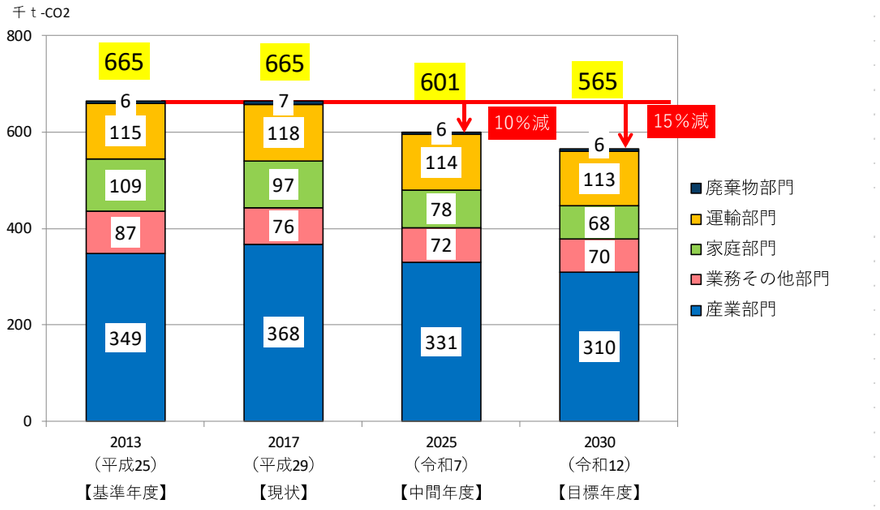


※小数点以下の四捨五入の関係により、総排出量と項目の合計値が一致しない年度があります。

■コラム 温室効果ガス排出量の将来予測

現在の対策を継続した場合の温室効果ガス排出量の将来予測

本市から排出される温室効果ガス（CO_2）排出量の過去データ（P30参照）から、現在の地球温暖化対策を継続した場合の将来推計を行った結果、2025（令和７）年度の排出量は、601千 t-CO_2、2030（令和12）年度は565千 t-CO_2となりました。



※小数点以下の四捨五入の関係により、総排出量と各部門の合計値が一致しない年度があります。

追加対策による削減

現在の地球温暖化対策を継続した場合の温室効果ガス排出量の将来予測では、2025（令和７）年度、2030（令和12）年度とも、削減目標値を超過しており、目標を達成するためには、追加の地球温暖化対策が必要となります。

このため、現在の地球温暖化対策の継続に加えて、省エネルギー行動の更なる拡大・普及や省エネルギー型機器・設備への更新の促進、再生可能エネルギーの利用促進、住宅やビルなどのゼロエネルギー化の促進など、追加対策を各部門において実施する必要があります。

項 目		2025（令和７）年	2030（令和 12）年
基準年度値		665 千 t -CO_2	
削減目標値		533 千 t -CO_2	492 千 t -CO_2
基準年度からの削減目標量		▲132 千 t -CO_2	▲173 千 t -CO_2
内訳	現状対策による削減量	▲64 千 t -CO_2	▲100 千 t -CO_2
	追加対策による削減量	▲68 千 t -CO_2	▲73 千 t -CO_2

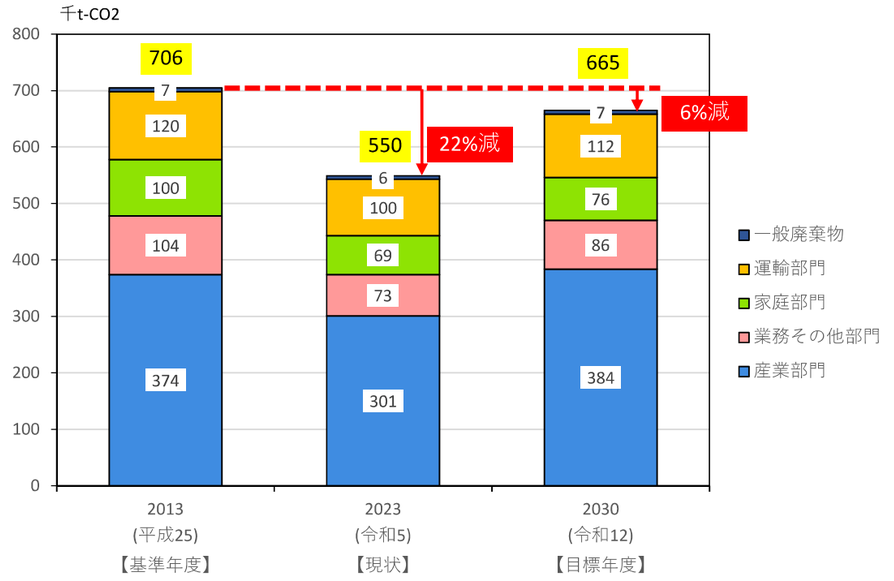
※追加対策による削減量には、電力の排出係数の低下分を見込む。

■コラム 温室効果ガス排出量の将来予測

温室効果ガス排出量の将来予測

本市から排出される温室効果ガスは、追加的な対策を講じない場合、2030（令和12）年度には665千 t-CO_2になると見込まれます。

これまでの取組により、2023（令和5）年度の排出量は550千 t-CO_2まで減少していますが、2030年度の削減目標の達成に向けては、さらなる対策を進めていく必要があります。



※小数点以下の四捨五入の関係により、総排出量と各部門の合計値が一致しない年度があります。

追加的な対策を講じない場合（現状すう勢）と、削減目標の達成に向けて、対策を推進した場合の排出量推計結果を以下に示します。対策を着実に進めることで、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目指します。

部門	2013 年度 排出量 (千 t-CO_2)	2030 年度			
		対策を講じない場合（現状すう勢）		目標達成に向けて対策を講じた場合	
		排出量 (千 t-CO_2)	2013 年度比	排出量 (千 t-CO_2)	2013 年度比
産業	374	384	3%	214	▲ 43%
業務	104	86	▲ 17%	55	▲ 47%
家庭	100	76	▲ 24%	36	▲ 64%
運輸	120	112	▲ 7%	69	▲ 43%
廃棄物	7	7	0%	6	▲ 14%
合計	706	665	▲ 6%	381	▲ 46%

※小数点以下の四捨五入の関係により、総排出量と各部門の合計値が一致しない年度があります。

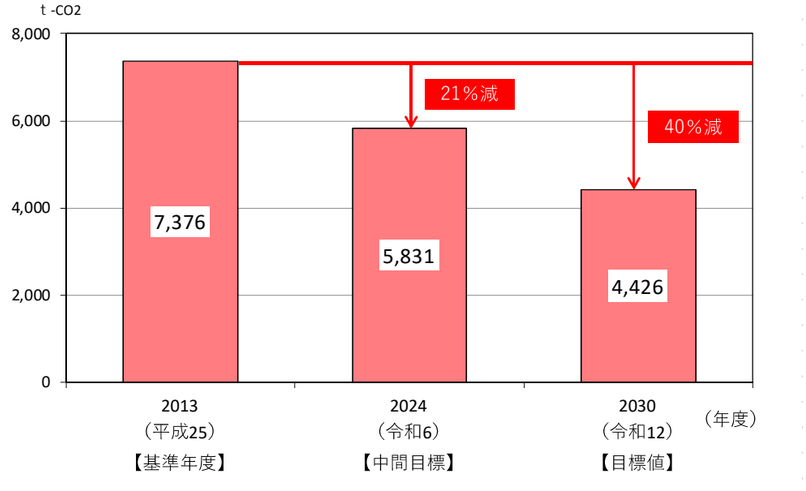
市の業務における温室効果ガス排出量削減目標
「第３次犬山市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」

国の「地球温暖化対策計画」では、中期目標として、2030年度において2013年度比26.0%減の水準とすることを掲げており、特に業務その他部門（庁舎や学校など市の事務事業の大半は業務その他部門に属します。）においては約40%という高い削減目標が示されています。

そのため、本市においても「第３次犬山市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」に以下の削減目標を設定し、市の業務から排出される温室効果ガスの抑制に取り組んでいきます。

市の業務における温室効果ガス排出量を
2024 年度までに **21%削減**（2013 年度比）
2030 年度までに **40%削減**（2013 年度比）

市の業務における温室効果ガス排出量の削減目標



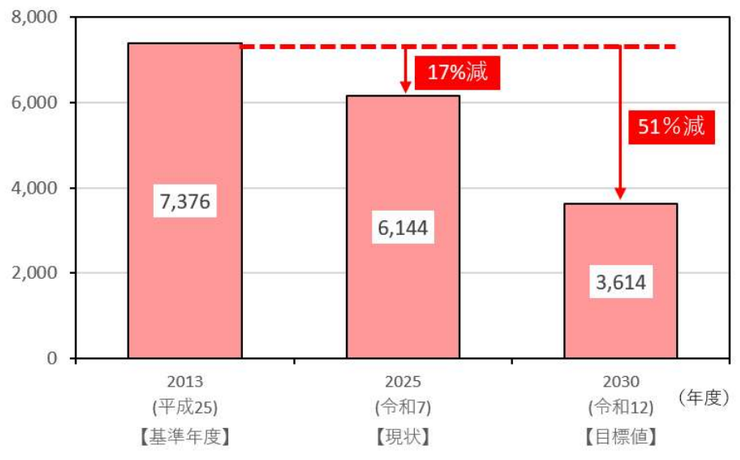
市の業務における温室効果ガス排出量削減目標
「第３次犬山市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」

国の「地球温暖化対策計画」では、中期目標として、2030年度において2013年度比46%減の水準とすることを掲げており、特に業務その他部門（庁舎や学校など市の事務事業の大半は業務その他部門に属します。）においては約51%という高い削減目標が示されています。

そのため、本市においても「第３次犬山市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」に以下の削減目標を設定し、市の業務から排出される温室効果ガスの抑制に取り組んでいきます。

市の業務における温室効果ガス排出量を
2030 年度までに **51%削減**（2013 年度比）

市の業務における温室効果ガス排出量の削減目標



市民の取組

- こまめな消灯など、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- LED 照明などの省エネルギー機器・設備の導入に努めます。
- 家庭での省エネ診断や環境家計簿を活用します。
- 太陽光発電、太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 公共交通機関や自転車を積極的に利用します。
- 自動車を利用する際は、エコドライブやアイドリングストップを心掛けます。
- 低燃費・低公害車や電気自動車など次世代自動車の購入を心掛けます。
- 住宅の新築、リフォーム、建て替えの際には、ゼロエネルギー化（ZEH）や断熱化など省エネ建築物となるように努めます。
- 緑のカーテンを設置して日差しを和らげ、緑を活用した省エネの推進に努めます。
- クールシェアスポット、ウォームシェアスポットを利用します。

事業者の取組

- クールビズ・ウォームビズを実施します。
- 省エネ診断を受診します。
- 設備の適切な運転管理と保守点検の実施などエコチューニングを実施します。
- 高効率空調など省エネルギー型設備やエネルギー管理システム（BEMS・FEMS）の導入に努めます。
- 事業所や工場の新設や建て替えの際には、ゼロエネルギー建築物（ZEB）や省エネ建築物となるように努めます。
- 環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001 など）の導入に努めます。
- 太陽光発電、太陽熱利用システムなど再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 太陽光発電設備等を設置する時は、周辺の環境や安全に十分配慮します。
- 自動車を利用する際は、エコドライブやアイドリングストップを心掛けます。
- 低燃費・低公害車や電気自動車など次世代自動車の購入を心掛けます。
- クールシェアスポット、ウォームシェアスポットの開設に協力します。

市民に期待される取組

- こまめな消灯など、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- LED 照明などの省エネルギー機器・設備の導入に努めます。
- 家庭での省エネ診断や環境家計簿を活用します。
- 太陽光発電、太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 公共交通機関や自転車を積極的に利用します。
- 自動車を利用する際は、エコドライブやアイドリングストップを心掛けます。
- ハイブリッド自動車や電気自動車など電動車の購入を心掛けます。
- 住宅の新築、リフォーム、建て替えの際には、ゼロエネルギー化（ZEH）や断熱化など省エネ建築物となるように努めます。
- 緑のカーテンを設置して日差しを和らげ、緑を活用した省エネの推進に努めます。
- クールシェアスポット、ウォームシェアスポットを利用します。

事業者に期待される取組

- クールビズ・ウォームビズを実施します。
- 省エネ診断を受診します。
- 設備の適切な運転管理と保守点検の実施などエコチューニングを実施します。
- 高効率空調など省エネルギー型設備やエネルギー管理システム（BEMS・FEMS）の導入に努めます。
- 事業所や工場の新設や建て替えの際には、ゼロエネルギー建築物（ZEB）や省エネ建築物となるように努めます。
- 環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001 など）の導入に努めます。
- 太陽光発電、太陽熱利用システムなど再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 太陽光発電設備等を設置する時は、周辺の環境や安全に十分配慮します。
- 自動車を利用する際は、エコドライブやアイドリングストップを心掛けます。
- ハイブリッド自動車や電気自動車など電動車の購入を心掛けます。
- クールシェアスポット、ウォームシェアスポットの開設に協力します。

市の取組

個別目標（７）省エネルギーの推進

施策⑱ 家庭の省エネルギーの促進

温室効果ガスの排出量削減のために、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供や省エネ講座などを開催し、低炭素型の製品・サービス・ライフスタイルを賢く選択するライフスタイルへの転換を促進します。

また、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、県と連携しながら省エネ診断の周知と受診の促進などの取組を推進していきます。

関連する取組 4-1、4-2、4-6、4-7

施策⑲ 事業者の省エネルギーの促進

事業者にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供やセミナーを開催し、省エネルギー行動を啓発し、低炭素なビジネススタイルへの転換を促進します。

さらに、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、省エネ診断の周知と受診の促進、設備の適切な運転管理と保守点検の実施を促進していきます。

関連する取組 4-1、4-2、4-3、4-4、4-5、4-6、4-7、4-8

施策⑳ 公共施設の省エネルギーの推進

市役所をはじめとする公共施設においては、「犬山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の業務における温室効果ガス排出量の削減を推進します。

関連する取組 4-3、4-9、4-10

市の取組

個別目標（７）省エネルギーの推進

施策⑱ 家庭の省エネルギーの促進

温室効果ガスの排出量削減のために、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報提供や省エネ講座などの開催を通じて、脱炭素につながる製品・サービス・ライフスタイルを賢く選択するライフスタイルへの転換を促進します。

また、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、県と連携しながら省エネ診断の周知と受診の促進などの取組を推進していきます。

関連する取組 4-1、4-2、4-4

施策⑲ 事業者の省エネルギーの促進

事業者にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供やセミナーを開催し、省エネルギー行動を啓発し、脱炭素につながるビジネススタイルへの転換を促進します。

さらに、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、省エネ診断の周知と受診の促進、設備の適切な運転管理と保守点検の実施を促進していきます。

関連する取組 4-1、4-2、4-3、4-4、4-5

施策⑳ 公共施設の省エネルギーの推進

市役所をはじめとする公共施設においては、「犬山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の業務における温室効果ガス排出量の削減を推進します。

関連する取組 4-6、4-7

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
⑱	家庭部門における排出される温室効果ガス（CO_2）排出量	（2013 年）109 t-CO_2	64 t-CO_2	53 t-CO_2
⑲	産業部門における排出される温室効果ガス（CO_2）排出量	（2013 年）349 t-CO_2	301 t-CO_2	280 t-CO_2
⑳	市の事務事業から排出される温室効果ガス（CO_2）排出量	（2013 年）7,376 t-CO_2	（2024 年）5,831 t-CO_2	4,426 t-CO_2
⑳	公共施設での緑のカーテン設置施設数	26 施設	30 施設	35 施設

目標達成に向けた取組

取組内容		担当部署
4-1	家庭や事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、COOL CHOICE運動への参加を呼びかけます。	環境課 産業課
4-2	家庭や事業所の環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進するため、市民や事業者に対して省エネルギー対策に関する情報の提供するとともに、環境イベントや環境学習講座を実施します。	環境課 産業課
4-3	県と連携して市内の公共施設や事業所をクールシェア・ウォームシェアスポットとして認定し、休息施設としての利用を促進します。	環境課 産業課
4-4	県と連携して、中小事業者向け省エネ診断の受診を促進します。	環境課 産業課
4-5	事業所における省エネルギー活動の促進のため、エコチューニングの実施を呼びかけます。	環境課 産業課
4-6	家庭や事業所におけるLED照明や高効率空調の設置・購入を促進します。	環境課 産業課
4-7	エコモビリティ・エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。	環境課 産業課
4-8	事業所における環境マネジメントシステム（エコアクション21、ISO14001など）の導入を促進します。	産業課 環境課
4-9	犬山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市の事務事業における省エネルギー化を実施します。	全庁
4-10	公共施設においては、LED照明や高効率空調、省エネルギー型の設備の導入・更新を推進します。	施設所管課

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
⑱	家庭部門における温室効果ガス（CO_2）排出量	（2013 年）100 千 t-CO_2	(2023 年)69 千 t-CO_2	36 千 t-CO_2
⑲	産業部門における温室効果ガス（CO_2）排出量	（2013 年）374 千 t-CO_2	(2023 年)301 千 t-CO_2	214 千 t-CO_2
⑳	市の事務事業に伴う温室効果ガス（CO_2）排出量	（2013 年）7,376 t-CO_2	6,144 t-CO_2	3,614 t-CO_2
⑳	公共施設での緑のカーテン設置や打ち水などの暑熱対策に取り組む施設数	26 施設	17 施設	35 施設

目標達成に向けた取組

取組内容		担当部署
4-1	家庭や事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、デコ活運動への参加を呼びかけます。	環境課
4-2	家庭や事業所の環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進するため、市民や事業者に対して省エネルギー対策に関する情報を提供するとともに、環境イベントや環境学習講座を実施します。	環境課
4-3	県と連携して中堅・中小・小規模事業者等の気候変動対策を支援します。	環境課
4-4	エコモビリティ・エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。	環境課
4-5	事業所における環境マネジメントシステム（エコアクション21、ISO14001など）の導入を促進します。	環境課
4-6	犬山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市の事務事業における省エネルギー化を実施します。	全庁
4-7	公共施設においては、LED照明や高効率空調、省エネルギー型の設備の導入・更新を推進します。	施設所管課

個別目標（８）再生可能エネルギーの利用促進

施策㉑ 再生可能エネルギーの適切な導入の促進

本市では、住宅用の太陽光発電設備や蓄電池の設置に対する補助金の交付など、再生可能エネルギーの導入に取り組んできました。

再生可能エネルギーは、災害時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、引き続き、市内における太陽光などの再生可能エネルギーについて、周囲の自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、導入を促進していきます。

また、太陽光発電以外の再生可能エネルギー利用の可能性を研究し、エネルギーの地産地消により持続可能な実用・運用ができる場合は、導入に努めます。

関連する取組 4-11、4-12

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
㉑	犬山市住宅用地球温暖化対策設備 導入補助件数（一体的導入） ※一体的導入とは、太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理システム、リチウムイオン蓄電システムを同時に設置すること	9 件／年	15 件／年	20 件／年
㉑	公共施設での再生エネルギー導入施設数（累積）	17 施設	18 施設	20 施設

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
4-11	太陽光などの再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行うとともに、適切な導入によるエネルギーの地産地消を促進します。	環境課 産業課
4-12	公共施設における再生可能エネルギーの導入に努めます。	施設所管課

個別目標（８）再生可能エネルギーの利用促進

施策㉑ 再生可能エネルギーの適切な導入の促進

本市では、住宅用の太陽光発電設備や蓄電池の設置に対する補助金の交付など、再生可能エネルギーの導入に取り組んできました。

再生可能エネルギーは、災害時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、引き続き、市内における太陽光などの再生可能エネルギーについて、周囲の自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、導入を促進していきます。

また、太陽光発電以外の再生可能エネルギー利用の可能性を研究し、エネルギーの地産地消により持続可能な実用・運用ができる場合は、導入に努めます。

関連する取組 4-8、4-9

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
㉑	犬山市住宅用地球温暖化対策設備 導入補助件数（一体的導入） ※一体的導入とは、太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理システム、リチウムイオン蓄電システムを同時に設置すること	9 件／年	28 件／年	20 件／年
㉑	公共施設での再生可能エネルギー導入施設数（累積）	17 施設	18 施設	20 施設

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
4-8	太陽光などの再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行うとともに、適切な導入によるエネルギーの地産地消を促進します。	環境課
4-9	公共施設における再生可能エネルギーの導入に努めます。	施設所管課

個別目標（９）低炭素型まちづくりの推進

施策㉒ 省エネルギーに配慮した建物・設備への転換の促進

建物の新築、増改築時や設備更新などに際し、省エネルギーに配慮した建物・設備とするよう情報提供を行い、低炭素型のまちづくりを推進します。

関連する取組 4-13、4-14

施策㉓ 環境負荷の少ない移動の促進

環境負荷の少ない電気自動車、燃料電池自動車といった次世代自動車の普及を図ります。
また、市民が公共交通機関や自転車、徒歩により環境負荷を少なく、安全かつ快適に移動ができる利便性の高いまちづくりを推進します。

関連する取組 4-14、4-15、4-16

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
㉓	公用車における低公害車の台数	7 台	10 台	13 台
㉓	コミュニティバスの年間利用者数	121,876 名	120,000 名	120,000 名
㉒	LED 等高効率機器が施設内の50%以上導入されている公共施設数	15 施設	100 施設	130 施設

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
4-13	省エネルギーに配慮した建物・設備の普及を促進します。	環境課 都市計画課
4-14	電気自動車、燃料電池自動車といった次世代自動車の普及を図ります。	環境課 産業課 総務課

個別目標（９）脱炭素型まちづくりの推進

施策㉒ 省エネルギーに配慮した建物・設備への転換の促進

建物の新築、増改築時や設備更新などに際し、省エネルギーに配慮した建物・設備とするよう情報提供を行い、脱炭素型のまちづくりを推進します。

関連する取組 4-10

施策㉓ 環境負荷の少ない移動の促進

環境負荷の少ない電気自動車、燃料電池自動車といった電動車の普及を図ります。
また、市民が公共交通機関や自転車、徒歩により環境負荷を少なく、安全かつ快適に移動ができる利便性の高いまちづくりを推進します。

関連する取組 4-11、4-12、4-13

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
㉓	公用車における電動車の台数	7 台	6 台	13 台
㉓	コミュニティバスの年間利用者数	121,876 名	115,522 名	120,000 名
㉒	公共施設の LED 化完了施設数	15 施設	126 施設	130 施設

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
4-10	省エネルギーに配慮した建物・設備の普及を促進します。	環境課 都市計画課
4-11	電気自動車、燃料電池自動車といった電動車の普及を図ります。	環境課 総務課

取組内容		担当部署
4-15	コミュニティバスの利便性の向上を図ります。	防災交通課
4-16	関係機関との協力により、歩行者や自転車が安全で通行しやすい道路の整備・維持管理をします。	都市計画課 整備課 土木管理課

わん丸君バス（コミュニティバス）



取組内容		担当部署
4-12	コミュニティバスの利便性の向上を図ります。	防災交通課
4-13	関係機関との協力により、歩行者や自転車が安全で通行しやすい道路の整備・維持管理をします。	都市計画課 整備課 土木管理課

わん丸君バス（コミュニティバス）



基本目標５ 協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち
～環境保全活動の拡大～

施策展開の方針

地球温暖化をはじめとする今日の環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、私たちのライフスタイルや事業活動を見直すだけでも、その解決に繋がるものです。

私たちには、次の世代も快適な生活が送れるよう「里山の自然と暮らしが調和した住み続けたいまち」をつくりあげることが求められており、市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践するまちを実現していかなければなりません。

そのため、家庭や学校、職場をはじめ、様々な機会で、子どもと大人が一緒になって環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践するための取組を展開します。

また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げていきます。



基本目標５ 協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち
～環境保全活動の拡大～

施策展開の方針

地球温暖化をはじめとする今日の環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、私たちのライフスタイルや事業活動を見直すだけでも、その解決に繋がるものです。

私たちには、次の世代も快適な生活が送れるよう「里山の自然と暮らしが調和した住み続けたいまち」をつくりあげることが求められており、市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践するまちを実現していかなければなりません。

そのため、家庭や学校、職場をはじめ、様々な機会で、子どもと大人が一緒になって環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践するための取組を展開します。

また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げていきます。



市民の取組

- 環境保全に関する情報を意識して取り入れるなど、環境に関心を持ちます。
- 環境にやさしいライフスタイルの実践に努めます。（省エネ、地産地消、ごみ減量・リサイクル、グリーン購入（例：エコマーク認定商品の購入））
- 環境保全活動や環境学習講座などに積極的に参加します。
- 自ら主体的に環境保全活動を実践します。
- 市民が気軽に参加できるイベントや講座を開催し、市民の環境への理解を深めます。
- 活動する団体間の交流を深め、環境活動の輪を広げます。

事業者の取組

- 環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001 など）の導入に努めます。
- 従業員を対象とした環境研修や啓発を実施します。
- 施設見学の受け入れなど、市民に環境教育・環境学習の機会を提供します。
- 地域の環境保全活動に協力、参加します。
- 市民や市が実施する環境イベント、環境学習講座などに積極的に協力、参加します。
- 自社の環境配慮に関する情報を積極的に発信します。
- 環境配慮型商品等を積極的に購入します。

市民に期待される取組

- 環境保全に関する情報を意識して取り入れるなど、環境に関心を持ちます。
- 環境にやさしいライフスタイルの実践に努めます。（省エネ、地産地消、ごみ減量・リサイクル、グリーン購入（例：エコマーク認定商品の購入））
- 環境保全活動や環境学習講座などに積極的に参加します。
- 自ら主体的に環境保全活動を実践します。
- 市民が気軽に参加できるイベントや講座を開催し、市民の環境への理解を深めます。
- 活動する団体間の交流を深め、環境活動の輪を広げます。

事業者に期待される取組

- 環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001 など）の導入に努めます。
- 従業員を対象とした環境研修や啓発を実施します。
- 施設見学の受け入れなど、市民に環境教育・環境学習の機会を提供します。
- 地域の環境保全活動に協力、参加します。
- 市民や市が実施する環境イベント、環境学習講座などに積極的に協力、参加します。
- 自社の環境配慮に関する情報を積極的に発信します。
- 環境配慮型商品等を積極的に購入します。

市の取組

個別目標（10）環境に配慮した行動の実践

施策㉔ 環境にやさしいライフスタイル、ビジネススタイルの実践に向けた普及・啓発

日々の生活や事業活動が、地域や地球の環境に与える影響を自覚したうえで、自発的に環境にやさしい暮らしや環境に配慮した事業活動を実践する市民や事業者が増えるよう、取り組みを実践するとともに、普及・啓発に努めます。

関連する取組 5-1、5-2、5-3、5-4、5-5

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
㉔	省エネ講座の実施回数	1 回／年	2 回／年	3 回／年
㉔	環境学習講座等への参加人数	1,843 名／年	1,900 名／年	2,000 名／年

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
5-1	家庭や事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、市民や事業者に対してCOOL CHOICE運動への参加を呼びかけます。	環境課 産業課
5-2	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース ）、再資源化（リサイクル）の３Ｒを推進します。	環境課
5-3	エコドライブの定着に向け、市民や事業者に対して普及・啓発活動を推進します。	環境課 産業課
5-4	家庭や事業所の環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進するため、省エネルギー対策に関する情報の提供、環境イベントや環境学習講座の展開を図ります。	環境課 産業課
5-5	環境配慮型商品等の購入や、木材の利活用により環境に配慮します。	全庁

市の取組

個別目標（10）環境に配慮した行動の実践

施策㉔ 環境にやさしいライフスタイル、ビジネススタイルの実践に向けた普及・啓発

日々の生活や事業活動が、地域や地球の環境に与える影響を自覚したうえで、自発的に環境にやさしい暮らしや環境に配慮した事業活動を実践する市民や事業者が増えるよう、取り組みを実践するとともに、普及・啓発に努めます。

関連する取組 5-1、5-2、5-3、5-4、5-5

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
㉔	環境学習講座等への参加人数	1,843 名／年	1,411 名／年	2,000 名／年

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
5-1	家庭や事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、市民や事業者に対してデコ活運動への参加を呼びかけます。	環境課
5-2	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース ）、再資源化（リサイクル）の３Ｒを推進します。	環境課
5-3	エコドライブの定着に向け、市民や事業者に対して普及・啓発活動を推進します。	環境課
5-4	家庭や事業所の環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進するため、省エネルギー対策に関する情報の提供、環境イベントや環境学習講座の展開を図ります。	環境課
5-5	環境配慮型商品等の購入や、木材の利活用により環境に配慮します。	全庁

個別目標（11）環境教育・環境学習の推進

施策㉕ 学校における環境教育の充実

将来、環境問題解決の担い手となる児童生徒への環境教育について、さらなる充実を図るため、学校単位で身近な環境問題やエネルギー問題などに関する教育を推進します。また、児童生徒に、現在の環境の状況、市民、事業者や市の取組などを紹介できる機会を作り、環境への関心の向上と日常生活への反映を図ります。

関連する取組 5-6、5-7

施策㉖ 地域における環境学習機会の拡充

環境学習会やイベントの開催などを通じて、子どもから大人までの幅広い世代を対象とした環境学習の機会を増やします。また、犬山里山学センターを環境活動の拠点とし、より多くの市民が興味を示す内容や市民が参加しやすい工夫などを講じながら、環境学習の充実を図るとともに、活動参加率の向上を目指します。

関連する取組 5-6、5-8、5-9、5-10

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
㉖	犬山里山学センターでの小中学校環境学習実施数	5 校／年	6 校／年	7 校／年
㉕㉖	環境学習講座等への参加人数	1,843 名／年	1,900 名／年	2,000 名／年

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
5-6	事業者や市民との連携により、児童生徒が農業等を体験できるプログラムの提供、地域の環境保全・再生活動への参加など、児童生徒から家庭へ、また地域へと活動の輪を広げていきます。	環境課 産業課 地域協働課 学校教育課

個別目標（11）環境教育・環境学習の推進

施策㉕ 学校における環境教育の充実

将来、環境問題解決の担い手となる児童生徒への環境教育について、さらなる充実を図るため、学校単位で身近な環境問題やエネルギー問題などに関する教育を推進します。また、児童生徒に、現在の環境の状況、市民、事業者や市の取組などを紹介できる機会を作り、環境への関心の向上と日常生活への反映を図ります。

関連する取組 5-6、5-7

施策㉖ 地域における環境学習機会の拡充

環境学習会やイベントの開催などを通じて、子どもから大人までの幅広い世代を対象とした環境学習の機会を増やします。また、犬山里山学センターを環境活動の拠点とし、より多くの市民が興味を示す内容や市民が参加しやすい工夫などを講じながら、環境学習の充実を図るとともに、活動参加率の向上を目指します。

関連する取組 5-6、5-8、5-9

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
㉖	犬山里山学センターでの小中学校環境学習実施数	5 校／年	4 校／年	7 校／年
㉕㉖	環境学習講座等への参加人数	1,843 名／年	1,411 名／年	2,000 名／年

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
5-6	事業者や市民との連携により、児童生徒が農業等を体験できる機会の充実を図ります。 地域の環境保全・再生活動への参加など、児童生徒から家庭へ、また地域へと活動の輪を広げていきます。	環境課 産業課 地域協働課 学校教育課

取組内容		担当部署
5-7	環境学習の教材や教育プログラムなどの整備、充実を図ります。	環境課 学校教育課
5-8	自然観察会、緑地や河川などの保全活動、環境美化活動など、誰もが参加できる、体験を通じた環境学習の機会について、多様な団体と関わり実施することで、参加者層や活動内容の拡充を図ります。	環境課 文化スポーツ課 地域協働課
5-9	市民や事業者の環境保全意識向上のため、環境学習の機会の充実を図ります。	環境課 産業課
5-10	市民が実施する環境学習活動に対して、講師の派遣等の人材支援を行います。	環境課 地域協働課

学校での環境学習



市民との協働



取組内容		担当部署
5-7	環境学習の教材や教育プログラムなどの整備、充実を図ります。	環境課 学校教育課
5-8	自然観察会、緑地や河川などの保全活動、環境美化活動など、誰もが参加できる、体験を通じた環境学習の機会について、多様な団体と関わり実施することで、参加者層や活動内容の拡充を図ります。	環境課 文化スポーツ課 地域協働課
5-9	市民が実施する環境学習活動に対して、講師の派遣等の人材支援を行います。	環境課 地域協働課

学校での環境学習



市民との協働



個別目標（12）協働による環境活動の推進

施策㉗ 環境に配慮した活動への支援

市民や事業者が自主的に行う環境活動の支援を図ります。また、経済活動と環境配慮の両立をめざす事業者の取り組みを支援するとともに、環境関連技術の普及に向けた活動を支援します。

関連する取組 5-11

施策㉘ 協働による環境保全活動の充実と担い手の育成・活用

様々な主体が参加できる講座やイベントを開催し、幅広い人々に対して環境保全に対する意識と行動の啓発を図ります。また、環境学習や保全活動の推進役となる担い手（環境ボランティア等）を育成するとともに、人材を有効に活用できるよう推進します。

また、市民や事業者などと連携し、子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できる環境活動や環境フェアなどのイベントを開催し、環境保全に対する意識と行動の啓発を図ります。

関連する取組 5-12、5-14

施策㉙ 環境に関する情報共有と協働の場づくり

広報紙やホームページ、SNS などの様々な媒体を活用した市内の環境保全活動に係る情報発信をはじめ、市民、事業者、市の協働により、よりよい環境をつくっていくための情報共有や協働の場の構築に努めます。

関連する取組 5-13、5-14、5-15、5-16

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
㉗㉘㉙	市民への指導・支援及び活動に携わった人数	603 名／年	650 名／年	700 名／年

個別目標（12）協働による環境活動の推進

施策㉗ 環境に配慮した活動への支援

市民や事業者が自主的に行う環境活動の支援を図ります。また、経済活動と環境配慮の両立をめざす事業者の取り組みを支援するとともに、環境関連技術の普及に向けた活動を支援します。

関連する取組 5-10

施策㉘ 協働による環境保全活動の充実と担い手の育成・活用

様々な主体が参加できる講座やイベントを開催し、幅広い人々に対して環境保全に対する意識と行動の啓発を図ります。また、環境学習や保全活動の推進役となる担い手（環境ボランティア等）を育成するとともに、人材を有効に活用できるよう推進します。

また、市民や事業者などと連携し、子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できる環境活動や環境フェアなどのイベントを開催し、環境保全に対する意識と行動の啓発を図ります。

関連する取組 5-11、5-12、5-13

施策㉙ 環境に関する情報共有と協働の場づくり

広報紙やホームページ、SNS などの様々な媒体を活用した市内の環境保全活動に係る情報発信をはじめ、市民、事業者、市の協働により、よりよい環境をつくっていくための情報共有や協働の場の構築に努めます。

関連する取組 5-12、5-13、5-14、5-15

施策指標

対象施策	項目	2019 年	2025 年	2030 年
㉗㉘㉙	市民への指導・支援及び活動に携わった人数	603 名／年	468 名／年	700 名／年

目標達成に向けた取組

取組内容		担当部署
5-11	市民や事業者に対し、自主的な活動を支援します。	環境課 地域協働課
5-12	環境学習や環境保全活動の推進役となる担い手の育成し、その活用を図ります。	環境課
5-13	子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できるイベントや講座を開催し、環境活動に興味を持ち、参加する層の拡大を図ります。	環境課 文化スポーツ課
5-14	市民ボランティア、事業者などと連携し、市民協働による環境保全活動やイベントを実施します。	環境課 地域協働課
5-15	環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行うグループ間の交流を促進します。	環境課
5-16	環境問題に関する情報を収集するとともに、情報の提供方法などの改善を図ります。	環境課

目標達成に向けた取組

取組内容		担当部署
5-10	市民や事業者に対し、自主的な活動を支援します。	環境課 地域協働課
5-11	環境学習や環境保全活動の推進役となる担い手を育成し、その活用を図ります。	環境課
5-12	子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できるイベントや講座を開催し、環境活動に興味を持ち、参加する層の拡大を図ります。	環境課 文化スポーツ課
5-13	市民ボランティア、事業者などと連携し、市民協働による環境保全活動やイベントを実施します。	環境課 地域協働課
5-14	環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行うグループ間の交流を促進します。	環境課
5-15	環境問題に関する情報を収集するとともに、情報の提供方法などの改善を図ります。	環境課